

ロビズまるきん友の会会員の皆様へ

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻のお知らせ

平成30年12月30日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻を致しますので、申出期間内に申出をお願い致します。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号 株式会社ロビズ
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類 商品券（5千円券、3千円券）
- 払戻しの申出期間 平成30年12月31日（月）～平成31年3月1日（金）
 - ※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻の手続きから除外されますのでご注意願います。
- 申出の方法
 - ・ 以下の問合せ先に電話またはメールして下さい。
 - ・ 当社より払戻手続について説明致しますので、申出期間内に必要書類と共に商品券を送付願います（当日消印有効）。
- 払戻の方法
 - 申出期間終了後、指定された金融機関の口座に振り込みます。尚、郵送費及び振込手数料は当社において負担致します。
- 払戻に関する問い合わせ先
 - 〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南3-9-11
 - 電話：0767-53-1102 03-6273-8112 メールアドレス：marukin@robbins.co.jp

平成30年12月31日

株式会社ロビズ